

## 2014年1月4日以降に当社に到着した売上票に係るご利用代金の支払に関する特約

### 第1条(ご利用明細)

1. SBIカード個人会員規約(Visaカード会員用)第15条その他の合意(SBIカード個人会員規約(Visaカード会員用)を含むがこれに限られない。)の内容にかかわらず、会員は、当社が毎月末日に定める締切日を基準としたすべてのカードに関する未払債務額、当月請求額及び引落日等の情報(以下「ご利用明細」という。)を、会員の届出住所又は勤務先住所に対し、普通郵便等の方法によりご利用明細が記載された書面(以下「ご利用明細書」という。)を送付します。
2. 会員は、ご利用明細書の内容に異議がある場合は、当該のご利用明細書の通知を受けた後支払期限の前日までに当社に対して申し出るものとします。

### 第2条(支払方法の種類)

SBIカード個人会員規約(Visaカード会員用)第17条その他の合意(SBIカード個人会員規約(Visaカード会員用)を含むがこれに限られない。)の内容にかかわらず、2014年1月4日以降に当社に到着した利用代金明細に記載のカードショッピングの利用に係る代金の支払方法は、すべて1回払いのみとします。

# SBIカード個人会員規約(Visaカード会員用)

## 第1条(会員)

- 1.SBIカード株式会社(以下「当社」という。)は、本規約を承認のうえ入会を申込みされた方で、当社が審査のうえ入会を承認した方を会員とします。
- 2.本規約を内容とする会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。

## 第2条(カードの発行)

- 1.当社は、会員に対し、会員氏名、カード番号、カードの有効期限等(以下「カード情報」という。)が表示されたクレジットカード(以下「カード」という。)を発行します。ただし、カードの所有権は、当社に属し、当社が会員に対してこれを貸与するものとします。
- 2.会員は、既に当社からカードの発行を受けている場合には、前項に基づくカードの発行に先立ち、その旨を当社に申告するものとします。
- 3.当社は、会員から申込みがあった場合で、当社が適当と認めたときは、2枚以上のカードを会員に発行することができます。この場合、会員は、その申込時に既に発行を受けているカードのカード番号を当社に申告しなければなりません。

## 第3条(カードの利用開始手続)

- 1.当社よりカードが発行されたときは、会員は、自己の名がカード券面上に表示(アルファベット表示)されるカードの裏面の署名欄に、直ちに自署しなければなりません。
- 2.会員は、当社から発行されたカード(第5条及び第6条に基づいて発行されたものを含む。)の使用を開始する前に、当社所定の手続を行う必要があります。カードは、当社所定の手続を行う前に使用することはできません。ただし、第5条第2項に基づくカードの発行その他当社所定の手続を行う必要がないカードの発行においては、この限りではありません。

## 第4条(カードの管理等)

- 1.カードは、カードの券面上に表示され、裏面の署名欄に自署した会員本人以外が使用することはできません。また、会員は、カードを貸与、譲渡、担保提供等カードを他人の権利の目的にすることや、他人にカード情報を利用させてはならないものとします。
- 2.会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用、管理しなければなりません。
- 3.前2項に違反してカードが第三者に使用された場合には、そのカード使用に起因して生ずる一切の債務について、本規約が適用され、会員は、すべての責任を負うものとします。
- 4.会員と加盟店間の取引が当該会員にとって商行為であると当社が判断した場合には、当該会員は、カードを利用することができません。

## 第5条(カードの有効期限と更新)

- 1.カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの券面上に表示された月の末日までとします。
- 2.当社は、カードの有効期限が満了する前に退会の申し出及び全部又は一部のカードの更新を希望しない旨の申し出がない会員で、当社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカードを発行し、会員規約書面と共にこれを送付します。

## 第6条(カードの再発行等)

- 1.当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等又はカード情報の消失、不正取得変更等の理由により会員が希望し、当社が適当と認めたときは、カードを再発行します。
- 2.当社は、カード情報の管理、保護その他の理由により業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとし、カード番号の変更を行ったときは、カードを再発行します。
- 3.当社は、会員からの申し出があり、当社が適当と認めた場合に、会員種類の変更を行うことができるものとし、会員種類の変更を行ったときは、カードを再発行します。
- 4.第1項及び第2項によりカードを再発行する場合、会員は、当社所定の手数料を負担するものとします。

## 第7条(カードの機能)

- 1.会員は、本規約に定める方法及び条件によりカードを使用することによって、カード利用を行うことができます。
- 2.カードには、本規約に定める以外の機能が付されることがあります。この場合、会員は、本規約に優先して、当該機能について別途定められる規約に従うものとします。

## 第8条(付帯サービス等)

- 1.会員は、当社又は当社が提携する第三者(以下「サービス提供会社」という。)が提供するカード付帯サービス及び特典(以下「付帯サービス」という。)を、当社又はサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービス及びその内容については、当社が書面その他の方法により通知又は公表します。
- 2.会員は、付帯サービスの利用等に関する規定がある場合はそれに従うものとします。また、付帯サービスが利用できない場合があること及び当社又はサービス提供会社が必要に応じて付帯サービス及びその内容を変更することをあらかじめ承諾するものとします。

## 第9条(カードの年会費)

- カードの年会費は、当社所定の金額とし、当社は、これを会員に通知します。会員は、当社が設定した年会費を支払うものとします。ただし、経済環境、金融情勢等の事情により、当社が必要と認める場合には、当社は年会費を変更できるものとし、会員は、これを承諾するものとします。

## 第10条(暗証番号)

- 1.会員は、当社への入会申込時その他当社が適当と認めたときに、当社所定の方法により、カードの暗証番号(C-PIN)(4桁の数字から構成されるもの。以下「カード暗証番号」という。)を任意に指定して登録するものとします。
- 2.会員は、当社所定のweb上における会員専用サービスを利用するにあたり、当社所定の方法で、web用の暗証番号(W-PIN)(6~30桁の英数字から構成されるもの。以下「パスワード」という。)を任意に設定して登録するものとします。
- 3.会員は、カード暗証番号及びパスワード(以下、まとめて「暗証番号等」という。)を当社所定の方法により任意に変更して登録することができます。ただし、カード暗証番号を変更した場合にはカードの再発行が必要となり、会員は、その費用を負担します。
- 4.会員は、暗証番号等として、容易に他人に推測されない数字等の組み合わせ(生年月日、電話番号、自宅住所番地等以外)を登録するものとします。
- 5.会員は、その使用が認められたカードの暗証番号等(前項による変更後のものを含む。以下同じ。)を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード使用の際、登録された暗証番号等が使用されたときは、暗証番号等について盗用その他事故があっても、そのために生じる一切の債務について、会員が支払の責任を負うものとします。ただし、暗証番号等の盗用その他事故につき、会員に故意及び過失がないと当社が認めた場合には、この限りではありません。

## 第11条(カードのご利用枠)

- 1.当社は、会員の総ご利用枠及び当該会員に発行する各カードのショッピングご利用枠(以下、まとめて「ご利用枠」という。)を審査のうえ決定し、これらを会員に通知します。
- 2.会員が当社の発行するカード(本規約の適用のないカードも含まれます。)を複数保有する場合には、当該会員は、当社に支払うべき全未払債務(すべてのカードショッピング利用代金(次条で定義するカードショッピングの利用に係る代金をいう。以下同じ。))及びそのショッピング手数料(毎月の締切日時点でのリボルビング払いの未決済残高に対する手数料をいう。以下同じ。))その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金を含むが、第9条に定める年会費及び第6条第4項に定めるカードの再発行手数料はこれに含まれない。以下同じ。))の合計額が当該会員の総ご利用枠を超えない範囲で、カード利用をすることができます。
- 3.会員は、全未払債務のうち、その使用するカードの使用に係るカードショッピング利用代金及びそのショッピング手数料その他の手数料並びに遅延損害金の未払額の合計額が当該カードのショッピングご利用枠を超えない範囲で、当該カードを利用することができます。
- 4.ご利用枠を超えてカードを使用する場合は、あらかじめ当社の承認が必要になります。ただし、会員は、ご利用枠を超えるカードの使用についても、当然に支払義務を負うものとします。
- 5.前項本文に規定する当社の事前承認なく会員がご利用枠を超えてカードを使用した場合には、当該会員は、その超過額に相当する金額を一括で支払うものとします。ただし、当社が適当と認めた場合にはこの限りではありません。
- 6.当社は、当社が必要と認めた場合、ご利用枠を減額すること(その額を0円とすることを含む。)又はご利用枠について利用停止の措置を講じることができるとし、また、当社が必要と認めた場合でかつ会員からの要請があるときには、これらを増額できるものとします。ご利用枠が減額又は増額となった場合には、当社は所定の方法によりこれを会員に通知するものとします。

## 第12条(カードショッピング利用方法)

- 1.会員は、次の各号に掲げる加盟店(以下「加盟店」という。)にカードを提示し、所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をすることにより、商品若しくは権利の売買又は役務提供の取引(以下、これを「ショッピング取引」という。)の代金の決済サービス(以下「カードショッピング」という。)を利用することができます。なお、当社が適当と認めた加盟店において、売上票への署名を省略すること又は署名に代えて会員自身がカード暗証番号を端末機等への入力を行うことによりカードショッピングを利用できることがあります。また、利用方法について別に指定がある場合には、その手続に従うものとします。
  - (1)当社と契約した加盟店
  - (2)当社と提携したクレジットカード会社又は金融機関と契約した加盟店
  - (3)Visaと提携したクレジットカード会社又は金融機関と契約した加盟店
- 2.通信販売での取引等当社が特に認めた場合には、会員は当社が指定する方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
- 3.会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金等継続的役務のうち当社所定のものについて、会員がカード番号等カード情報を事前に加盟店に登録する方法により、その対価の決済にカードショッピングを利用することができます。この場合で、カード番号等カード情報の変更があったときは、会員は加盟店へ当該変更内容を通ずるものとします。また、カード廃止、退会その他カードの利用が制限されることとなった場合には、会員は、通信サービス料金等継続的役務の対価に係る決済方法をカードショッピングから他の方法に変更するものとし、加盟店へ当該変更の内容を通ずるものとします。なお、会員は、当社が必要であると判断した場合に、当社が上記変更内容を加盟店に通知することをあらかじめ承諾します。
- 4.第1項の定めにかかわらず、ICチップを搭載したカード(以下「ICカード」という。)による利用その他当社が適当と認めた場合に、当社が指定する加盟店においてカードショッピングを利用する際、売上票への署名に代えて、会員自身による端末機等へのカード暗証番号の入力を求めることがあります。なお、端末機等の故障その他当社が別途定める場合には、当社所定の方法でカードを利用していただくことがあります。
- 5.カードショッピングに際して、カードショッピング利用代金、購入商品、権利、提供を受ける役務によっては当社の承認が必要となります。この場合、会員は加盟店が当社に対してカードの利用に関する照会を行い、当社が加盟店に承認結果を回答することをあらかじめ承諾するものとします。
- 6.当社は、会員のカードショッピング利用が適当でないと判断した場合、会員と加盟店との取引が当該会員にとって商行為であると当社が判断した場合又はショッピング最低支払額が引落日に支払われなかった場合に、カードショッピングの利用をお断りする場合があります。また、貴金属、金券類又はパソコン等の一部商品については、カードショッピングの利用を制限する場合があります。
- 7.当社は、第三者によるカードの不正使用を回避するため当社が必要と認めた場合、加盟店に対し会員のカードショッピングの利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、会員は調査に協力することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

## 第13条(利用代金決済のための債権譲渡の承諾及び立替払の委任)

- 1.会員は、カードショッピング利用による取引により生じた加盟店の会員に対する債権に、当該加盟店が直接又は当社と提携したクレジットカード会社、Visaと提携した金融機関若しくはクレジットカード会社その他当社が適当と認めた第三者を経由して、当社に債権譲渡することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 2.会員は、カードショッピング利用による取引により生じた加盟店の会員に対する債権に、当社に対し、直接又は当社と提携したクレジットカード会社、Visaと提携した金融機関若しくはクレジットカード会社を経由して、当該加盟店に立替払いすることをあらかじめ委託するものとします。

## 第14条(支払等に使用する預金口座の登録等)

- 1.会員は、当社所定の手続により、金融機関の自己名義の預金口座を当社への支払に使用する決済口座として設定するものとします(以下、設定手続が完了した預金口座を「ご登録口座」という。)
- 2.会員は、自己に発行されたすべてのカードについて、ご登録口座からの引落等の方法により、当社への支払を行うものとします。また、当社が適当と認めた場合は、当社の指定する銀行口座への振込等の方法により支払うものとします。ただし、支払方法について別に定めがある場合は、この限りではありません。

## 第15条 (ご利用明細)

1. 会員は、当社が、第16条第2項で定める締切日を基準としたすべてのカードに関する未払債務額、当月請求額及び引落日等の情報(以下「ご利用明細」という。)を、会員に対し電磁的方法により通知することを承諾します。会員は、ご利用明細を、当該締切日以降、第16条第1項で定める引落日までの間に、インターネット回線を利用する当社所定の方法により、web画面にて閲覧するものとします。
2. 会員が前項の承諾を撤回した場合、当社は、会員の届出住所又は勤務先住所に対し、普通郵便等の方法によりご利用明細が記載された書面(以下「ご利用明細書」という。)を送付します。この場合、所定の手数料が発生し、会員は、これを当社に支払うものとします。なお、当月請求額がない場合には、ご利用明細書の送付による通知を省略することがあります。
3. 前項の規定にもかかわらず、会員は、ご利用明細書の送付を希望しない旨を当社に申し出ることができ、係る申し出があったときは、当社は、相当と認める場合に限り、会員に対してご利用明細書を送付しないものとします。
4. 会員は、ご利用明細書の内容に異議がある場合は、当該のご利用明細書の通知を受けた後引落日の前日までに当社に対して申し出るものとします。ただし、前項によりご利用明細書が送付されない場合は、当社がご利用明細書を第1項の方法により閲覧できる状態にした後引落日の前日までに当社に対して申し出るものとします。

## 第16条 (毎月の支払方法)

1. 会員は、毎月27日に、ご登録口座からの引落の方法により、当社に支払うべき債務(本規約に基づく債務以外の債務を含む場合があります。本条において、以下同じ。)を支払うものとします。なお、当月の27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に引落を行う場合があります(以下、本項により定まる引落が行われる日を「引落日」という。)。ただし、支払期日、支払方法について別に定めがある場合は、この限りではありません。
2. 引落日に支払うべき金額(以下「当月請求額」という。))は、当該引落日より当社所定の日数をさかのぼった日(以下「締切日」という。))を基準として当社が把握した未払債務により決定します。なお、未払債務の計上は、事務上の都合により遅れる場合があります。
3. 当社に支払うべき債務について、ご登録口座の残高不足等により引落日に当月請求額の自動口座振替による引落ができない場合には、会員は、以下の各号のいずれかの方法によりその支払を行うものとします。なお、第1号又は第2号の方法による場合には、会員は、振込手数料等を負担します。
  - (1) 当月請求額の全部又は一部のうち当社が指定する金額を、当社指定の銀行口座へ振込入金する方法
  - (2) 当社所定の収納代行業者が指定する方法
  - (3) 当社が会員の指図なく当月請求額の全部又は一部(当該会員に係る最低弁済金額(指定弁済金額があればその額)を超える場合には当該金額相当額)を、引落日当日又はそれ以降に、再度自動口座振替によって引落をする方法(ただし、2カ月以上の遅延があるときは、未払債務相当額での引落を行う場合もあります。)
4. 会員は、当社所定の方法により当社に申し出て当社が相当と認めた場合には、ご登録口座の変更その他支払方法の内容を変更することができます。この場合は、当社が所定の手続を完了した後に、変更後の内容が適用されるものとします。

## 第17条 (カードショッピング代金の支払方法の種類)

1. 会員は、当社への入会申込の際に、カードショッピング利用代金の支払方法として、次項で定める標準コース又は定額コースの一方を選択のうえ、指定するものとします。会員からの指定がない場合には、当社は、標準コースの指定がなされたものとみなし、標準コースを設定します。
- (1) 標準コース  
標準コースとは、元金定額リボルビング払い(以下「リボルビング払い」という。))及び残高一括払い(第4項で定義する。))による支払方法が併用されるコースをいいます。当該コースを指定した会員は、第18条に従いリボルビング払い又は残高一括払いのいずれかを指定するものとし、当社は、当該指定に基づき引落を行います。
- (2) 定額コース  
定額コースとは、会員があらかじめ申し出て当社が相当と認めた場合において、毎月の締切日時点における当該カードショッピング代金全額について、最低弁済金額(次項で定義する。))を下限としたリボルビング払いとするコースをいいます。
3. 前項のリボルビング払いとは、会員がカードショッピング利用の都度(標準コースの場合)又はあらかじめ(定額コースの場合)、リボルビング払いを行うことを指定したカードショッピング利用代金について、最低弁済金額(毎月の弁済金額の下限として当社があらかじめ定めた金額をいう。以下同じ。))を最低の弁済金額とし、毎月の引落日に、当該最低弁済金額の引落を行う支払方法をいいます。ただし、第18条第5項の規定により指定弁済金額が設定された場合には、当該金額が最低の弁済金額となります。
4. 第2項の残高一括払いとは、引落日にカードショッピング利用に係る未払いの弁済金合計額を、一括して支払う方法をいいます。

## 第18条 (標準コース)

1. 会員が標準コースを指定した場合又は当社において標準コースを設定した場合に、会員は、カードショッピング利用の都度、当該利用に係るカードショッピング利用代金ごとに、リボルビング払い又は残高一括払いのいずれかの支払方法を指定するものとします。ただし、会員からの指定がない場合又は指定が明らかでない場合には、当社は、残高一括払いの指定がなされたものとして取扱います。
2. 当社は、毎月の締切日時点における当該カードショッピング代金のうちリボルビング払いの指定がなされた金額については、最低弁済金額を毎月の弁済金額の下限とした引落を行い、残高一括払いの指定がなされた金額については、引落日に一括してカードショッピング利用に係る未払いの弁済金合計額の引落を行います。
3. 会員がカード利用の際に残高一括払いを指定した場合であっても、当該会員が当社所定の日までに、当社所定の方法で、変更の対象となる債権の全部又は一部を特定したうえで支払方法の変更に係る届出を行い、当社が相当と認めた場合には、当該債権に係る支払の一部を、残高一括払いからリボルビング払いに変更することができます。
4. 会員が入会申込の際に標準コースを指定した場合であっても、当社が定める日までに当社所定の方法で会員がコースの変更を希望し、当社が相当と認めた場合には、標準コースから定額コースに変更することができます。この場合には、コースの変更が行われた日の未払い残高の全額についてリボルビング払いの指定がなされたものとして取扱われ、当社所定の日から未払い残高の全額についてショッピング手数料が発生します(なお、ショッピング手数料の計算に際しては、コースの変更が行われた日から数日間遡って計算が行われる場合もございます。))。
5. 会員が当社の定める日までに最低弁済金額を変更する旨の届出を行い、当社が相当と認めた場合には、会員は、標準コースにおける最低弁済金額を変更することができます(本条項又は次条項に基づく変更後の金額を「指定弁済金額」という。))

## 第19条 (定額コース)

1. 会員が定額コースを指定した場合には、その後に会員が店頭、web等でカードショッピング利用の際に残高一括払いによる支払方法の指定を行ったとしても、定額コースが優先して適用されることとし、一括払いによる支払はできないものとします。
2. 会員が定額コースを指定した場合であっても、当社が定める日までに当社所定の方法で会員が申し出を行い、当社が相当と認めた場合は、標準コースへ変更することができます。ただし、この場合であっても、当社は、コース変更指定した時点の未払い残高の全額についてリボルビング払い指定がなされていたものとして取扱ひ、当該残高について、ショッピング手数料が発生します。
3. 会員が当社の定める日までに最低弁済金額の変更に係る届出を行い、当社が相当と認めた場合には、会員は、定額コースにおける最低弁済金額を変更することができます。

## 第20条 (リボルビング払いによる支払方法)

1. 会員は、最低弁済金額に、ショッピング手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。なお、この場合の手数料の支払は、毎月の設定金額にショッピング手数料を別途加算してお支払いいただく方式(without方式)とします。
2. 毎月のショッピング手数料額は、当月の引落日の翌日から翌月の引落日までの間に属する各日毎に、リボルビング払い未決済残高に対し当社所定の手数料率を基礎に年365日(閏年は366日)で日割り計算して算出される金額(付利単位1円)の合計額とします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、ショッピング手数料計算の対象としません。なお、第18条に基づくリボルビング払いへの変更手続がなされた場合には、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
3. 会員は、第22条に定めるオンラインチェックにより、リボルビング払いに係る債務の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。
4. 第27条に定めるカード利用後の売買契約等の解除その他の事情によりカードショッピングの利用に係る契約が解除、取消し等により効力を喪失した場合でも、当該効力喪失日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、本条第2項に定めるショッピング手数料が発生するものとし、会員はこれを支払うものとします。

## 第21条 (残高一括払いによる支払方法)

- 会員がカード利用代金のすべてについて、残高一括払いによる支払を希望する場合には、カードショッピング利用の都度、残高一括払いを指定していただく必要があります(ただし、会員が定額コースを指定した場合には、定額コースが優先して適用されることとし、残高一括払いによる支払はできないものとします。))。

## 第22条 (オンラインチェック)

1. 会員は、webその他当社所定の方法により、未払債務の全部又は一部につき随時支払を行うことができます(以下、本条に基づく支払方法を「オンラインチェック」という。))。当社は、会員のオンラインチェックによる支払の申し出に従い、会員が指定するご登録口座から、指定された金額を随時引落します。
2. オンラインチェックによる支払については、本規約に定める他、当社並びに当社の提携金融機関所定の条件によるものとします。
3. オンラインチェックによる支払は、1日当たり3回までとします。
4. 会員は、オンラインチェックにより、繰上返済を行うことができます。
5. 会員が直近の引落日の翌日から次回引落日までの間に最低弁済金額以上の金額(当該会員に関し、未払費用、未払延滞損害金その他の未払債務がある場合には、最低弁済金額に当該金額を合算した額以上の金額)をオンラインチェックにより繰上返済した場合には、当該会員につき、次回の引落日における口座引落が行われません。(以下、係る措置を「支払スキップ」といいます。))
6. 会員が残高一括払いとして指定したショッピング利用代金の一部について引落日より前日にオンラインチェックによる繰上返済を行い、支払スキップがなされた場合には、その残高につきリボルビング払いの指定がなされたものとし、当該引落日の翌日からショッピング手数料が発生します。会員は、係る手数料の発生を承諾するものとします。

## 第23条 (海外におけるカード利用代金の決済レート等)

- 日本国外におけるカード利用代金は、外貨額をVisa所定の方法で集計し、当該集計時点でのVisa指定の交換レートに諸事務処理等当社所定の費用相当分を加算したレートで円貨に換算します。会員は、当該換算後の金額について、日本国内におけるカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

## 第24条 (支払金等の充当方法)

- 会員の支払った金額が期限の到来した債務を完済させるに足りないときは、会員からの申し出がない限り、当社は、特に通知せず、相当と認める順序・方法によりいづれの債務にも充当できるものとします。また、会員の支払った金額が期限の到来した債務を完済させるに足りない場合であっても、なお余りあるときも同様とします。ただし、カードショッピング利用による債務のうち、支払停止の抗弁に係る債務については、割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

## 第25条 (手数料率等の計算方法等)

1. 手数料の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、年365日(ただし、閏年は366日)の日割計算によるものとします。ただし、算定された計算結果を合算した後に端数が生じる場合には、小数点以下を切捨てるものとします。
2. 会員は、金融情勢等の事情により、手数料率(ショッピング手数料に係る利率、遅延損害金の利率を含む。以下、本条において同じ。))が変動することに異議のないものとします。また、第42条にかかわらず、当社が手数料率の変更を通知した後は、利用残高の全額に対して変更後の手数料率が適用されることを承諾するものとします。

## 第26条 (商品の所有権留保)

- 会員は、カードショッピング利用により商品を購入した場合、当該商品に係るカードショッピング利用代金についての当社への支払が完了するまでは、当該商品の所有権が当社に留保されることを承諾します。

## 第27条 (見本・カタログ等と現物の相違)

- 会員が加盟店に対して見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡された商品若しくは権利又は提供された役務(サービスを含む。以下同じ。))が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は、加盟店に当該商品、権利又は役務の交換又は再提供を申し出るか、又は当該売買契約若しくは役務提供契約の解除をすることができます。

## 第28条 (支払停止の抗弁)

1. 会員は、次のいずれかの事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、役務又は権利について、支払を停止することができます。
  - (1) 商品の引渡、役務の提供(権利の行使による役務の提供を含む。以下同じ。)又は権利の移転がなされないこと
  - (2) 商品の破損、汚損、故障その他の欠陥があること
  - (3) その他商品の販売や役務の提供について、加盟店に対して生じている抗弁事由があること
2. 当社は、会員が前項の支払の停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続をとるものとします。
3. 会員は、前項の申し出をするときは、あらかじめ第1項に定める当該事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、第2項の申し出をするときは、速やかに第1項の事由を記載した書面(資料がある場合には資料を添付していただきます。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が第1項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできません。
  - (1) カードショッピング利用が割賦販売法の適用を受けないとき
  - (2) カードショッピング利用について割賦販売法の適用が除外されるとき(割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき)
  - (3) 1回のカードショッピング利用に係るショッピング取引の現金販売価格又は現金提供価格の合計が3万8千円に満たないとき(ただし、リボルビング払いのものに限る。)
  - (4) その他会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき
6. 会員は、当社がカードショッピング利用代金残高から第1項による支払の停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング利用代金及びショッピング手数料の支払を継続するものとします。

## 第29条 (費用の負担)

1. カード利用又は本規約に基づく費用・諸手数料等に課税される消費税等の公租公課は、会員の負担とします。
2. 印紙代、公正証書作成費用等、弁済契約締結に要する費用並びに支払督促、訴訟、保全、執行等、法的措置に関する申立及び送達等の費用は、退会後といえどもすべて会員の負担とします。

## 第30条 (カードの使用、貸与の停止、法的措置、退会等)

1. 当社は、会員が支払を怠る等本規約に違反し、又は違反するおそれがある場合その他当社が必要と判断した場合には、次の全部又は一部の措置をとることができ、なお、これらの措置は、加盟店等を通じて行われる他、当社所定の方法によるものとします。
  - (1) カード使用の全部若しくは一部の停止又はカードの廃止
  - (2) 本規約に定める一切のサービスの停止又は廃止
  - (3) カード貸与の停止及びカードの当社への返却請求
  - (4) 加盟店等に対する当該カードの無効通知
  - (5) 当社が必要と認めた法的措置
2. 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合その他当社が会員として不適当と認めた場合は、何らの通知及び催告を要せずに、当該会員を退会させることができます。
  - (1) 本規約の規定のいずれかに違反したとき
  - (2) 当社に届け出るべき事項に関し届出を怠り、又は虚偽の申告をしたとき
  - (3) 弁済期日が到来したショッピング利用代金又はショッピング手数料の支払を遅延し、当社が20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
  - (4) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立又は滞納処分を受けたときその他会員の信用状態に重要な変化が生じたとき
  - (5) 手形交換所における取引停止処分又は破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停若しくはこれらに類する手続の申立を受けたとき、又は自らこれらの申立をしたとき
  - (6) 換金目的による商品購入等カード利用の状況が適当でないときと当社が判断したとき
  - (7) ①暴力団員又は暴力団その他の反社会勢力の関係者である(あった)ことが判明したとき、②会員が当社との取引に關し、自ら又は第三者を利用して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いたとき、③会員が自ら又は第三者を利用して、風説を流布し若しくは偽計、威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害したとき、又は、④上記②又は③に類する事由があったとき
  - (8) その他当社が引き続き会員とすることが困難であると判断したとき

## 第31条 (会員の申し出による退会及びカードの廃止)

1. 会員は、当社所定の方法によって申し出ることにより、退会することができます。この場合、会員は、第33条第4項に基づき、当社から請求があった場合には、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
2. 会員は、当社所定の方法によって申し出ることにより、全部又は一部のカードを廃止することができます。この場合、会員は、第33条第5項に基づき、当社から請求があった場合には、当該カードの使用に関して発生した当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
3. 会員は、退会後においても、発行を受けたカードに関して生じる一切の未払債務について、また、カードの廃止後においても、そのカードに関して生じる一切の未払債務について、その支払の責任を負うものとします。

## 第32条 (カードの返却又は破棄)

会員は、カードの廃止又は退会の措置がとられた場合、当社の指示に従って直ちにカードを当社に返却し、又はこれに切り込みを入れて破棄しなければなりません。

## 第33条 (期限の利益喪失)

1. 会員は、弁済期日が到来したショッピング利用代金又はショッピング手数料の支払を遅延した場合で、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったときは、一切のショッピング利用代金残高について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとします。
2. 会員は、次のいずれかに該当する場合には、通知、催告を受けることなく、当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとします。
  - (1) 第30条第2項に基づき退会となったとき
  - (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立又は滞納処分を受けたときその他会員の信用状態に重要な変化が生じたとき
  - (3) 手形交換所における取引停止処分又は破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停若しくはこれらに類する手続の申立を受けたとき、又は自らこれらの申立をしたとき
  - (4) 商品の質入れ、譲渡、質貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき
3. 会員は、次のいずれかに該当する場合には、当社の請求により当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとします。ただし、カードショッピング利用に関する未払債務の支払の遅滞を理由として本項第2号に該当する場合は、カードショッピング利用に関する未払債務については、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を

書面で催告されたにもかかわらずその期間内に支払わなかったときに初めて、期限の利益を喪失するものとします。

- (1) 退会となったとき(ただし、第30条第2項に基づく退会を除く。)
  - (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
  - (3) 会員の信用状態が著しく悪化したとき
4. 会員は、第30条第1項1号に基づきカードが廃止になったときは、通知、催告を受けることなく当社に対する当該カードの使用に関して生じた一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとします。ただし、カードショッピング利用に関する未払債務の支払の遅滞を理由としてカードが廃止になったときは、カードショッピング利用に関する未払債務については、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらずその期間内に支払わなかったときに初めて、期限の利益を喪失するものとします。
  5. カードが廃止になった場合(ただし、第30条第1項1号によるカード廃止を除く。)で、当社から請求があったときは、会員に対する当該カードの使用に関して生じた一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとします。

## 第34条 (遅延損害金)

1. 会員は、カードショッピングの利用に係る支払を遅延した場合は、当該遅延した金額(元本部分に限る)に対し引落日の翌日から完済に至るまで、また、前条により期限の利益を喪失した場合は、その期限の利益を喪失した未払債務の元金残高に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
2. 会員は、前項に定める場合の他、カードショッピング利用に関する未払債務以外の未払債務の支払を遅延した場合は、当該未払債務に対し、支払期限の翌日から完済に至るまで、年14.6%を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

## 第35条 (カードの紛失、盗難及び損害の補てん)

1. 会員がカードの紛失、盗難等他人にカードを使用された場合、そのカードの使用によるカード利用代金等そのカード使用に起因して生じる一切の支払については、本規約を適用し、すべて会員が支払の責めを負うものとします。
2. 前項において、会員が紛失、盗難等の事実を速やかに当社に電話等により連絡のうえ、最寄りの警察に届け、かつ所定の喪失届を当社に提出した場合は、当社がその連絡を受理した日の30日前から30日後の間に発生した損害については、当社は、会員に対しその支払を免除します。
3. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、会員の支払は免除されないものとします。
  - (1) 会員の故意又は重大な過失に起因して損害が発生したとき
  - (2) 会員の家族、同居人等、会員の関係者が紛失、盗難等に關し、又は不正使用したとき
  - (3) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じたとき
  - (4) 本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じたとき
  - (5) 当社等が行う被害状況の調査に協力しないとき
  - (6) カード使用の際、暗証番号が使用されたとき
  - (7) 紛失、盗難又は被害状況の届出内容が虚偽であるとき

## 第36条 (犯罪収益移転防止法)

1. 当社は、会員の入会に際し、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づく本人確認のため、入会申込者又は会員に運転免許証、パスポート、健康保険証若しくは住民基本台帳カードいずれかのコピーその他書類等を提出していただくことがあります。
2. 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認が当社所定の期間内に完了しない場合、当社は入会を承認せず、若しくは当該会員を退会とし、当該会員のカードショッピングの利用を制限することがあります。

## 第37条 (届出事項の変更)

1. 会員は、当社に届け出た会員の氏名、住所、電話番号(連絡先)、メールアドレス、勤務先及びご登録口座等に変更が生じた場合は、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければなりません。
2. 前項の届出がないために、当社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の届出を行わなかったことについて会員にやむをえない事情があるときはこの限りでないものとします。

## 第38条 (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令の適用)

会員は、外国為替及び外国貿易管理に関する法令等により一定の手続が必要な場合、当社の要求に応じこの手続を行うものとし、また、日本国外でのカード利用の制限又は停止に応じるものとします。

## 第39条 (業務委託・債権譲渡)

1. 会員は、当社がコンピュータ事務、代金決済事務、カード回収事務、債権管理回収業、与信管理に関する調査業及びこれらに付随する事務等をVisaの他、サービスマシナ会社、事務委託会社、情報委託会社、債権管理回収会社、与信管理に関する調査会社に業務委託することをあらかじめ承諾するものとします。
2. 会員は、当社が本規約に基づく会員に対する債権を必要に応じて当社所定の第三者に対して譲渡し、質入れその他担保提供し、又はその他の処分をすることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。
3. 会員は、前項の債権を譲り受けた第三者が必要に応じて当該債権を再度当社に対して譲渡することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

## 第40条 (合意管轄裁判所)

会員は、会員と当社の間で訴訟が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の所在地、購入地又は当社の本社若しくは営業所所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 第41条 (準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

#### 第42条 (会員規約の変更、承認)

会員規約が変更された場合には、当社は、会員に対して、当社所定の方法により変更内容を通知し又は新会員規約書面を送付します(ただし、当社の判断により、当社ホームページにおける公表をもって、通知又は送付に代えることができるものとします)。当社による変更内容の通知又は新会員規約の送付(ホームページによる公表を行った場合には当該公表)の後に、会員がカードを使用したとき又は会員から何らの異議がなく1カ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更事項又は新会員規約を承認したものとみなします。

<別表 ショッピング最低弁済金額表>

SBIカード個人会員規約(Visaカード会員用)第17条第3項に定めるリボルビング払い時の最低弁済金額は、ご利用枠金額に基づく下記の表とします。なお、この場合の手数料の支払は、毎月の設定金額にショッピング手数料を別途加算してお支払いいただく方式(without方式)とします。

ご利用枠	最低弁済金額	ご利用枠	最低弁済金額
100,000円	5,000円	600,000円	10,000円
200,000円	5,000円	700,000円	15,000円
300,000円	5,000円	800,000円	15,000円
400,000円	10,000円	900,000円	15,000円
500,000円	10,000円	1,000,000円	20,000円

※以後、ご利用枠が30万円あがるごとに5,000円加算するものとします。

<カードショッピングのリボルビング払いによる支払例>

引落方法がリボルビング払い[定額コース]で、ご利用枠が300,000円、指定弁済金額は最低弁済金額の5,000円で、引落日が毎月27日、手数料率の実質年率15.0%のカードを使用し、5月30日に100,000円のカードショッピング利用を行い、以降のカードショッピング利用がない場合(ただし、引落日は金融機関休業日ではないものとする。)

#### ◆初回引落日(6月27日)の支払

- 締切日(5月31日)時点のカードショッピング利用代金残高の合計額 100,000円
- ショッピング最低弁済金額 5,000円(別表から)
- 引落日の時点でのショッピング手数料 1,109円(100,000円×15.0%÷365日×27日)
- 6月の当月請求額(弁済金) 6,109円  
内、ショッピング手数料への充当額 1,109円  
カードショッピング利用代金残高への充当額 5,000円
- 引落後のカードショッピング利用代金残高 100,000円-5,000円=95,000円

#### ◆第2回引落日(7月27日)の支払

- 前月引落日(6月27日)のお支払い後のカードショッピング利用代金残高の合計額 95,000円
- ショッピング最低弁済金額 5,000円(別表から)
- 引落日の時点でのショッピング手数料 1,171円(95,000円×15.0%÷365日×30日)
- 7月の当月請求額(弁済金) 6,179円  
内、ショッピング手数料への充当額 1,171円  
カードショッピング利用代金残高への充当 5,000円
- 引落後のカードショッピング利用代金残高 90,000円(95,000円-5,000円)

VT002.1105

## 本人認証サービスに関する特約

#### 第1条 (VISA認証サービス)

SBIカード株式会社(以下「当社」という。)発行の「SBIカード」(以下「カード」という。)に係る会員(以下「会員」という。)がweb上でカードを利用して、商品若しくは権利の売買又は役務提供の取引の代金の決済(以下「カードショッピング」という。)をする場合において、会員は、その安全性を高めるため、VISAの提供する本人認証サービス(以下「VISA認証サービス」という。)を利用することができます。

#### 第2条 (サービス利用方法)

- VISA認証サービスにおいては、次の各号所定の手続により本人認証を行います。
  - 会員は、VISA認証サービスを利用するにあたり、あらかじめ当社に申し入れたうえで、VISA認証サービスに係るパスワード(以下「VISA認証パスワード」という。)、任意のメッセージ(以下「パーソナル・メッセージ」という。)その他当社所定の事項を登録し、VISA認証サービスの適用を受けるカードを登録します。ただし、VISA認証パスワードについては、当社がSBIカード個人会員規約(Visaカード会員用)第10条第2項所定のパスワードを当該会員のVISA認証パスワードとして設定するものとし、会員は、これを承諾するものとします。
  - 前号の規定によりカードを登録した会員が、VISA認証サービスに参加している加盟店(以下「参加加盟店」という。)のwebサイトにおいてカードショッピングを行う場合には、当該参加加盟店から当社に所定の情報が提供され、当社所定の認証サービス画面が表示されます。会員は、当該画面に記載されているパーソナル・メッセージにより、当該認証サービス画面が当社所定のものであることを確認します。
  - 会員は、前号の認証サービス画面上の所定の箇所にVISA認証パスワードを入力し、これを当社が確認することで、会員本人であることの認証がなされます。
- 当社は、前項第3号の認証結果を参加加盟店に通知するものとし、会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。

VV001.1006